

長野市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年11月29日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	轟		光	昌
同	松	木	茂	盛
同	高	野	正	晴

措置の通知書

平成 24 年度 随時監査（工事監査・前期）（24 監査第 46 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 計画及び設計について 施設更新工事の計画及び設計に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>城山動物園大型遊具改修工事は、当初、下部施設（モノレールの高架軌道敷等）は既存のまま使用し、上部施設（モノレールの車両等）を更新するため、随意契約方式によって、平成23年3月22日から平成24年3月15日までの工事契約が締結された。</p> <p>しかし、下部施設は建設後約50年を経過する中で、建築基準法の改正などにより、「既存不適格建築物（注）」であることが判明し、改修が必要なことから当該下部施設を更新するため、城山動物園モノレール下部施設更新工事が、平成23年12月26日から平成24年3月30日までの工期で上部施設の工事を請け負った事業者へ随意契約方式により追加発注された。</p> <p>大型遊具等の改修については、事前に上部施設と基礎部分である下部施設の構造など全体の現状を詳細に調査・検討した上で、実施設計を行う必要がある。</p> <p>今回は分割発注工事となってしまったが、結果として、競争入札方式による上部施設・下部施設の一括工事発注が望ましいものと考えられる。</p> <p>今後、同様の特殊な更新工事の計画及び設計をする場合、現行法令やその基準などの適合性の検証を専門業者のみに委ねるのではなく、事業担当課も事前に施設全体の精査及び経済性や有効性について十分検討するよう努められたい。</p> <p>(以下略)</p> <p>(公園緑地課)</p>	<p>大型遊具の改修工事が分割発注となったことについては、事前に施設全体の現状を精査し、現行法令や基準等との適合性の検証を行わなかったことが原因であったため、今後は大型遊具等の改修に当たり事前に施設全体の精査を行い、経済性や有効性について確認・検討することを課内において周知して改善を図った。</p> <p>(公園緑地課)</p>

措置の通知書

平成 24 年度 随時監査（工事監査・前期）（24 監査第 46 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>2 契約について</p> <p>(1) 変更契約に関し注意すべきもの （報告書 3～4 ページ）</p> <p>排水機場整備 蓮生寺排水機場ポンプ始動整流装置整備工事は、当初、平成24年 1 月30日から平成24年 3 月31日までの契約であったが、平成24年 2 月24日付けで請負事業者の現場代理人から「東日本大震災の影響により福島県いわき市で製造されている部品類の納入が大幅に遅れることから、平成24年 5 月15日までの工期延長」に係る工事施工協議（指示）書（以下「協議書」という。）が提出された。そこで、事業担当課ではこの協議書を受理し、平成24年 3 月31日付けで変更契約を締結して 5 月15日まで工期を延長したものである。</p> <p>次に北部地域スポーツレクリエーションパーク建設工事は、当初、平成23年 9 月14日から平成24年 3 月31日までの契約であったが、平成24年 3 月 1 日付けで請負事業者の現場代理人から「埋蔵文化財の発掘調査と天候不良による作業日数不足による工期延長」に係る協議書が提出された。そこで、事業担当課ではこの協議書を受理し、平成24年 3 月23日付けで変更契約を締結して、6 月 29日まで工期を延長したものである。</p> <p>上記 2 件の工事は、施工協議後約 3 週間から 1 か月以上経過した時点で変更契約を締結しているが、長野市契約規則第43条では「契約金額の増減又は履行期間の伸縮を必要とする契約者との協議が定まり、契約の内容を変更しようとするときは、5 日以内に変更契約書を作成する。」と規定されている。</p> <p>また、同規則第61条では「契約者が天災その他避けることのできない事由により、当該契約に定めた期間内に契約を履行できないときは、契約者から必要事項を記載した履行期間延長申請書を提出させる。」と規定されているが、この申請書の提出を求めずに、協議書のみで事務処理が行われていたものである。</p> <p>今後、長野市契約規則など契約に関する法令を遵守し、適正な事務処理の執行と請負事業者への指導・監督に十分努められたい。</p> <p>（農業土木課、体育課、公園緑地課）</p>	<p>指摘された変更契約及び履行期間延長申請については、契約規則の理解不足が原因であるため、契約規則を確認し、適正な契約及び指導監督を行うよう、課内に周知・徹底した。</p> <p>（農業土木課）</p> <p>施工協議後 3 週間以上経過し、変更契約を締結したことについては、平成 23 年 12 月 1 日施行の「長野市建設工事等設計変更及び契約変更事務取扱要領」の第 7 条及び第 8 条の「軽微な設計変更」に該当するものであると判断し、協議から契約までの期間が 22 日となったものであるが、契約課に確認したところ、工期変更については 5 日以内の変更処理を実施する旨の指示を受けた。</p> <p>今後は契約規則に則り処理するよう周知徹底をした。</p> <p>また、協議書のみで変更契約事務処理が行われたことについては、発注者の指示とすべきところ、受注者からの協議で処理をしたものである。</p> <p>今後は契約規則に則り処理するよう周知徹底をした。</p> <p>（公園緑地課）</p>

措置の通知書

平成 24 年度 随時監査（工事監査・前期）（24 監査第 46 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(2) 小規模工事の発注に関し注意すべきもの (報告書 4～5 ページ)</p> <p>ア 市単農道篠ノ井北 38 号線法面整備工事は、契約金額 50 万円以下の工事（以下「小規模工事」という。）が、平成 24 年 3 月 6 日から平成 24 年 3 月 30 日までと平成 24 年 4 月 10 日から平成 24 年 4 月 27 日までの 2 回にわたって、同一工事名及び同一業者により、実施されたものである。</p> <p>小規模工事は、各担当課に設置されている業者選定委員会において施工事業者を選定することにより入札が不要となり、災害復旧等の緊急工事などに有効な契約方式である。</p> <p>しかしながら、当該工事のように小規模工事限度額の範囲内で工区を分け、分割発注することは、小規模工事の本来の目的を損なうものとなっている。</p> <p>今後、事業の必要性や緊急性、優先性などを十分審査した上で、競争性、公平性及び透明性が確保される競争入札方式により、適正な工事発注に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業土木課)</p> <p>イ 長野北 326 号線側溝整備工事は、平成 24 年 2 月 13 日から平成 24 年 3 月 26 日までの小規模工事として実施されたものである。</p> <p>当該市道（現状の有効幅員 3.0m）は、延長約 70m 区間について、側溝の開渠部分に蓋掛けをすることにより、全幅 4.0m の有効幅員が確保され、車両のすれ違い及び歩行者の通行がより安全となるほか、脱輪・転落等事故の未然防止も期待できる。</p> <p>ところが、延長約 70m の区間の内、片側約 26m 相当がこの工事により完了した状況となっている。</p> <p>このように小規模工事限度額の範囲内で工区を分ける工事の進め方については、緊急性が乏しく、工事本来の目的や効果が長期間にわたり発揮されていないように見受けられる。</p> <p>今後、事業の優先順位や全体の整備内容を十分精査し、計画的かつ効果的な工事発注に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路課)</p>	<p>小規模工事の発注においては、同一現場における同一工種の工事を分割発注することなく、業者発注の公平性や透明性等を考慮し、競争原理を働かせた適正な工事発注を行うよう職員に周知した。</p> <p>また、課内会議において発注前の設計書類の審査体制を強化し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(農業土木課)</p> <p>長野北 326 号線側溝整備工事は、平成 23 年度土木現地調査の要望に対応した工事である。その後、当該工事箇所（東側）について、次年度（平成 24 年度）の土木現地調査で要望され、実施したことが小規模工事で工区を分ける結果となった。</p> <p>当工事の実施にあたり、事業効果の範囲を要望箇所に限定したことが原因であったため、指摘を受け、平成 24 年 9 月 27 日（木）に課内会議を設け、土木現地調査の要望については、内容を吟味し、どのような効果がどの範囲まで発揮されるかを精査し、事業に取り組むよう職員の意思統一をした。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線ごとに効果の範囲を決定し、小規模工事限度額を超える場合は、競争入札方式による工事を行う。 ・小規模工事を実施する場合、最高限度額にかかわらず、適正な工事区間を設定し、見積り

措置の通知書

平成 24 年度 随時監査（工事監査・前期）（24 監査第 46 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
	<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>する。</p> <ul style="list-style-type: none">・土木要望事項について、隣接する地区等と調整し、優先順位を見直し、実施件数を絞り込む。 <p>以上を確認し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（道路課）</p>